

平成21年10月20日

資 料

(納税環境整備[地方税])

地方税法違反に対する刑事罰則の体系(現行)

違反行為		刑事罰	参考(行政罰)
① 虚偽申告・無申告	過少申告		○過少申告加算金 (10%、期限内申告税額又は50万円のうちいずれか多い金額を超える部分は15%)
	無申告	○単純無申告罪 ・1年以下の懲役又は20万円以下の罰金【例：法人事業税】	○不申告加算金 (15%、50万円超の部分は20%)
	不正行為による過少・無申告・受還付	○遁脱罪(脱税犯) ・5年以下の懲役若しくは100万円(情状により脱税額)以下の罰金若しくは料料又は懲役及び罰金を併科【例：法人住民税】 ・3年以下の懲役若しくは100万円(情状により脱税額)以下の罰金又は併科【例：地方たばこ税】	○重加算金 (過少35%、不申告40%)
② 特別徴収納入金不納付		○特別徴収納入金不納付罪 ・3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金若しくは料料又は懲役及び罰金を併科【例：個人住民税】	
③ 調査・徴収活動の妨害	申告書不提出	○(単純無申告罪(再掲))	○(不申告加算金(再掲))
	調書の不提出等	○【法定調書】虚偽申告罪 ・1年以下の懲役又は20万円以下の罰金【例：法人住民税】	
	検査拒否等	○検査忌避罪 ・1年以下の懲役又は20万円以下の罰金【例：法人住民税】 ・10万円以下の罰金【例：地方たばこ税】	
	滞納処分妨害	○滞納処分妨害罪 ・3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科【例：法人住民税】	
④ 滞納			○延滞金 (原則14.6%)

(注) 罰則の法定刑については、昭和56年に現行の水準まで引き上げられたが、それ以降見直されていない。

ただし、軽油引取税については、平成元年以降、数次にわたり罰則の引き上げ等の見直しが行われている。(直近では平成18年)

更正の請求について

- 「更正の請求」は、申告に係る税額等が計算誤り等により過大である場合に、納税者が自ら申告内容の是正を税務当局に請求できる権利。期限内の適正申告を求める申告納税制度の例外。
- 通常、納税者が誤りを発見するのは、次の申告期であることを踏まえ、現行の更正の請求期間は1年間とされている。
- 別途、地方団体の長は5年間、職権により減額更正を行うことができる。

○主な更正等の期間制限

区 分		期間制限(通常の場合)	脱税の場合
課税庁	増額更正	法定申告期限から3年(地方法人課税等については5年)	法定申告期限から7年
	減額更正	法定申告期限から5年	
納税者	修正申告	法定申告期限から5年	—
	更正の請求	法定申告期限から1年(後発的事由の場合2月)	

(注) 申告納付の地方税の場合について記載。